

令和8年度入札契約制度について

富士市が発注する建設工事等について、令和8年度に実施する入札契約制度の適正化に向けての制度改善等についてお知らせします。

記

1 総合評価入札について

総合評価入札における評価項目の一部を改正しました。(令和8年4月1日より施行)

改正内容：災害対応に関する実動訓練の活動実績の有無(追加項目)

災害等における緊急時の対応実績の有無(追加項目)

はぐくむF U J Iオフィシャルサポーター認定制度

(富士市)への登録の有無(追加項目)



《富士市ウェブサイト トップページ>事業者>入札情報>建設工事・建設関連業務委託>規則・要領>総合評価説明書》

2 週休2日制工事の実施について

令和8年1月1日付で富士市週休2日制工事実施要領を改正しました。

改正内容：対象工事とする判断基準における実稼働日を「概ね1週間

(7日間)」から「7日間」に改正(明確化のため)

工事成績評定の加点を令和7年度までとし、令和8年度より
加点の対象としない



《富士市ウェブサイト トップページ>事業者>入札情報>建設工事・建設関連業務委託>お知らせ(建設工事・建設関連業務委託)>富士市週休2日制工事等の改正について》

3 発注基準の改正について

制限付き一般競争入札及び指名競争における入札参加資格において、発注金額における、等級の区分分けを行っておりますが、令和7年度に少額随意契約の上限額が引き上げられたことを受け、金額の引き上げ等の改正を行います。



《富士市ウェブサイト トップページ>事業者>入札情報>建設工事・建設関連業務委託>お知らせ(建設工事・建設関連業務委託)>入札・契約制度>格付対象工種における発注基準金額の変更について》

4 契約事務における電子化について

令和7年11月より電子契約及び電子保証の使用が可能となりました。
取り扱いにつきましては、下記のウェブサイトを参照してください。
※電子化に伴い、富士市契約規則及び富士市建設工事執行規則の一部を改正。



《富士市ウェブサイト トップページ>事業者>入札情報>建設工事・建設関連業務委託>お知らせ（建設工事・建設関連業務委託）>電子契約及び電子保証の導入について》

5 事後審査書類の提出方法について

令和7年4月1日より、電子入札システムによる電子データでの提出を受け付けています。
提出方法については電子入札システムのマニュアルを参照してください。
なお、今まで雇用の証明に使用されていた保険証の写しは使用できません。

6 入札時における入札内訳書の追加項目について

令和7年12月12日より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正が施行され、入札時の内訳書の項目に労務費等を明記することとなりました。



それに伴い、工事内訳書における項目の追加を行います。

令和8年4月1日以降の入札においては、労務費等の金額が明記されていない場合は無効となりますので注意してください。

《富士市ウェブサイト トップページ>事業者>入札情報>建設工事・建設関連業務委託>お知らせ（建設工事・建設関連業務委託）>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴う対応について

7 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

夏季期間中の工事現場において熱中症への対策に苦慮されており、受注者の負担も増加していると思われます。

令和8年度工事（ゼロ債工事を含む）より、富士市としてこの制度を採用し、現場管理費の補正することにより、発注者も経費の負担をすることとなります。補正については、変更契約による対応となりますので、発注課との協議の上、加算率を計上することとなります。



《富士市ウェブサイト トップページ>事業者>入札情報>建設工事・建設関連業務委託>お知らせ（建設工事・建設関連業務委託）>熱中症対策に資する現場管理費の補正の導入について

8 富士市建設工事における遠隔臨場の試行要領の制定について

富士市が発注する建設現場において、受注者、監督員及び検査員の業務効率化を図るため、遠隔臨場の試行について必要な事項を定める「富士市建設工事における遠隔臨場の試行要領」を制定しました。

《富士市ウェブサイト トップページ > 事業者 > 建築 > 工事検査 > 富士市建設工事における遠隔臨場試行要領の制定について（令和7年10月1日施行）》



9 土木工事書類作成提出要領の一部改定について

受発注者が作成している土木工事書類についての要領を一部改定しました。（令和8年4月1日施行）

《富士市ウェブサイト トップページ > 事業者 > 建築 > 工事検査 > 土木工事書類作成提出要領を一部改定しました。（令和8年4月1日施行）》

10 富士市建設工事監督検査実務要覧の一部改定について

富士市建設工事監督検査実務要覧について、要領及び工事成績評定基準等を一部改定しました。

《富士市ウェブサイト トップページ > 事業者 > 建築 > 工事検査 > 富士市建設工事監督検査実務要覧を一部改定しました。（令和8年4月1日施行）》

11 富士市における情報共有システム活用要領の改定について

業務の効率化及び生産性の向上を図ることを目的として令和4年に制定された「富士市における情報共有システム活用要領」を改定しました。（令和8年4月1日施行）

改定後、富士市が発注する建設関連業務委託について利用することができます。

《富士市ウェブサイト トップページ > 事業者 > 建築 > 情報共有システム》



問い合わせ先

入札・契約事務について 電話 5 5 - 2 7 2 7

工事検査について 電話 5 5 - 2 7 0 9

情報共有システムについて 電話 5 5 - 2 8 2 3

（建設総務課）